



平成 25 年 6 月 28 日

各 位

会 社 名 市光工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 オードバディ アリ
(コード番号 7244 東証第 1 部)
問合せ先 経営企画室長 新 宅 大 器
(電話 : 0463-96-1442)

支配株主等に関する事項について

1. 親会社等の商号等

(平成 25 年 3 月 31 日現在)

親会社等	属性	親会社等の 議決権所有 割合 (%)	親会社等が発行する 株券が上場されてい る証券取引所等
ヴァレオ (Valeo)	上場会社が他の会社の関連 会社である場合における当 該他の会社	[31.77]	パリ証券取引所
ヴァレオ・バイエン (Valeo Bayen)	上場会社が他の会社の関連 会社である場合における当 該他の会社	31.77	

(注) 議決権所有割合の [] は間接所有割合であります。

2. 親会社等のうち、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社の商号または 名称およびその理由

- (1) 上場会社に与える影響が最も大きいと考えられる会社の商号・名称
ヴァレオ (Valeo)
- (2) そのように考えられる理由
ヴァレオがヴァレオ・バイエンの 100%出資者であり、パリ証券取引所にて上場さ
れている会社であるため。

3. 親会社等のうち企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社 等との関係

- (1) 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付け
 - ① 資本関係
ヴァレオは当社議決権の 31.77%を間接所有する親会社等であり、当社はヴァレ
オの持分法を適用されております。

② 人的関係

役職	氏名	出向元親会社等またはそのグループ企業名	就任理由
代表取締役 取締役社長	オードバディ アリ	ヴァレオ	経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映するため
取締役 (非常勤) (社外取締役)	アントワヌ・ ドウトゥリオ	ヴァレオ	経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映するため
取締役 (非常勤) (社外取締役)	齋藤 隆次	株式会社ヴァレオジャパン代表取締役社長 ナイルス株式会社取締役会長	経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映するため
常務執行役員	阪田 真弓	株式会社ヴァレオジャパン	豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映するため
常務執行役員	関 義孝	ヴァレオユニシアトランスミッション株式会社	豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映するため
常務執行役員	ビラット クリストフ	ヴァレオ	豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映するため
常務執行役員	中野 秀男	株式会社ヴァレオジャパン	豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映するため
執行役員	バルトモフ オリビエ	ヴァレオ	豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映するため

(2) 親会社等の企業グループに属することによる事業上の制約、リスクおよびメリット、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的・資本的関係などの面から受ける経営・事業活動への影響など

当社は、効率的な事業運営を目的として、親会社等の企業グループと一定の協力関係を構築しております。このような中、当社の取締役8名のうち社外取締役である2名は親会社のヴィジヴィリティシステムズビジネスグループのグループプレジデント、親会社の子会社の代表取締役又は取締役社長等を兼任していることから、親会社等の方針などが当社の経営方針の決定などについて、影響を及ぼし得る状況にあります。

- (3) 親会社等の企業グループに属することによる事業上の制約、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的関係、資本関係などの面から受ける経営・事業活動への影響などがある中における、親会社等からの一定の独立性の確保に関する考え方およびそのための施策

当社は、親会社等の企業グループと類似した事業を営んでいますが、親会社が営んでいない事業についても当社はその事業活動に注力しており、親会社等の企業グループから当社の自由な事業活動を阻害される状況にはないと考えております。また、当社は、親会社等との経営情報および技術ノウハウの交換などを目的として、親会社等から兼任取締役が就任しておりますが、当社の取締役のうち親会社等の兼任取締役は2名と半数に至る状況にはなく、独自の経営判断が行える状況にあると考えております。

- (4) 親会社等からの一定の独立性の確保の状況

当社は親会社等の企業グループと緊密な協力関係を保ちながら事業展開する方針ですが、親会社等の企業グループとの事業の棲分けがなされており、親会社等兼任取締役の就任状況や出向者の状況は、独自の経営判断を妨げるほどのものではなく、一定の独立性が確保されていると認識しております。

4. 親会社等との取引に関する事項

親会社等との間に開示すべき重要な取引はありません。

以 上